

# 垂水市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 現 状

### (1) 技能労務職の人数・平均年齢・平均給与及び民間従業員のデータ

区 分	垂 水 市			民 間			参考 A/B
	人数	平均年齢	平均給与 A	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 B	
技能労務職全体	24人	50歳 1月	386,300円	—	—	—	—
うち給食調理員	12人	48歳 3月	360,400円	調理士	45歳 9月	219,900円	1.64
うち用務員	6人	53歳 6月	410,300円	用務員	53歳 9月	227,200円	1.81

※「平均給与月額」とは、平成19年4月1日における給料月額に扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当などの諸手当の額を加えたものである。

※民間従業員のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。  
(平成16年～18年の3カ年平均)

※「対応する民間の類似職種」中、「用務員」については都道府県別のデータが公表されていないため、全国平均のデータ、その他の職種については、鹿児島県平均のデータである。

※技能労務職の職種と民間の類似職種との比較にあたり、業務内容、雇用形態等について、必ずしも一致するものではない。

### (2) 技能労務職の年齢別職員数

区分	技能労務 職全体	うち給食 調理員	う ち 用 務 員
20歳未満			
20～23歳			
24～27歳			
28～31歳			
32～35歳			
36～39歳	2人	2人	
40～43歳	1人		
44～47歳	2人		1人
48～51歳	11人	8人	1人
52～55歳	4人	2人	1人
56～59歳	4人		3人
計	24人	12人	6人

### (3) その他技能労務職の給与に関する事項

#### ① 給料表

行政職給料表（国家公務員の行政職俸給表（一）に同じ。）の4級を限度として適用

#### ② 手当

「垂水市職員の給与に関する条例」に基づき、それぞれ次のとおり該当者に支給しています。

手当の名称	手 当 の 内 容	平成19年度	
		支給額(率)	国制度との異同
扶 養 手 当	配偶者	月額 13,000円	同
	配偶者以外の扶養親族	月額 6,500円	
	※満16～22歳の子1人につき加算額	月額 5,000円	
住 居 手 当	借家の支給限度額	月額 27,000円	同
	持ち家（新築、購入後5年間）	月額 2,500円	
通 勤 手 当	電車、バス等利用者の支給限度額	月額 55,000円	同
	自家用車等を利用する場合の支給限度額	月額 18,400円	
特殊勤務手当	清掃作業手当 ※と場・環境センターの汚泥・汚物・異物の除去作業等に従事したとき	日額 200円	無
期末勤勉手当	6月期支給月数	期末 1.4 月 勤勉 0.725月	同
	12月期支給月数	期末 1.6 月 勤勉 0.775月	

#### ③ 昇給基準

昇給基準については、「垂水市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に基づき、毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給を実施しております。

## 2 基本的な考え方

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方自治体では、自らの判断と責任のもと、自主的・主体的な行財政運営が求められてきており、本市では平成16年に策定した新行政改革大綱に基づき、公共施設の民営化等を検討していきます。

## 3 具体的な取組内容

本市の技能労務職においては、平成8年以降新規採用を行っておらず、平成19年4月1日現在における平均年齢は50歳1月となっており、給料についても行政職給料表（国家公務員の行政職給料表（一）に同じ。ただし4級を限度）を適用している関係で、民間企業従業員及び同種の国家公務員との給与比較において、給与水準が高い結果となっております。

また、技能労務職職員数は、平成19年4月1日現在で24人しかおらず、業務の民間委託や事務事業の見直しは必至の状況にあります。

そこで、今後については技能労務職の定年退職状況等を注視しながら、比較的委託が可能な職種の民間委託等の推進、事務事業の見直し、新定員適性化計画に基づく定数削減等を積極的に推進していくこととします。

## 4 その他

### ○技能労務職職員数の削減見込み

「官から民へ」という時代の流れを的確に捉え、新規採用を行わなければ、今後10年間で14人が定年退職等となり、平成29年度には技能労務職職員数は10人となる見込みです。

年度別定年退職数等

年 度	定年退職等
19年度	2人
20年度	
21年度	2人
22年度	1人
23年度	
24年度	2人
25年度	1人
26年度	
27年度	
28年度	4人
29年度	2人
30年度以降	10人